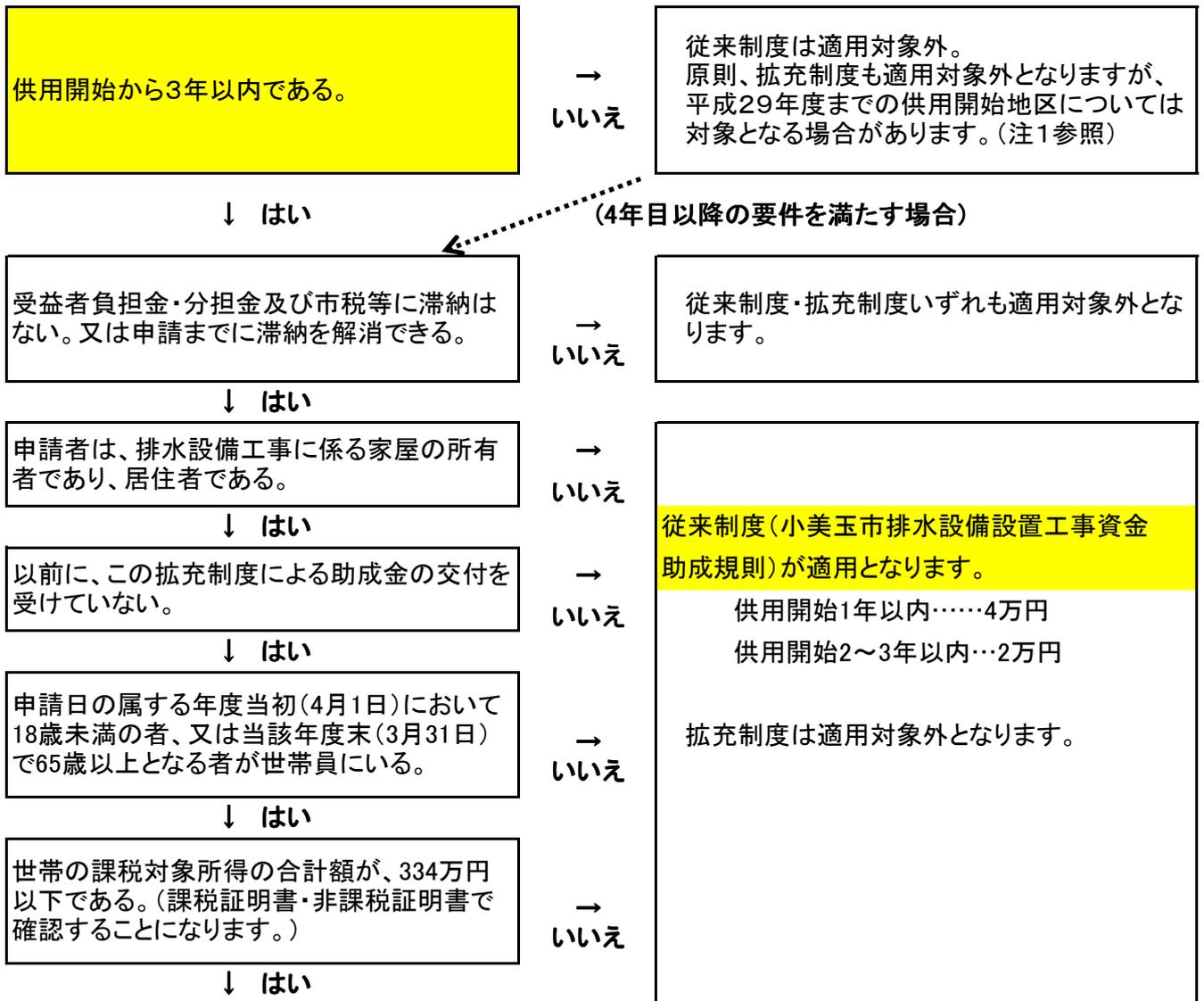


## 拡充制度適用判定表(H30年度～H33年度)

※排水設備設置工事資金助成適用の可否について確認ください。



**拡充制度(小美玉市排水設備設置工事資金助成交付要綱)の適用対象です。**

### <申請時の注意点>

- ①新築等(増改築含む)、官公署や法人、その他事務所等は対象外となります。
- ②工事の着手までに「排水設備設置工事資金助成申請書」の提出が必要です。
- ③申請の年度末(3月末)までに、市の排水設備検査を受ける必要があります。

(注1) 供用開始4年目以降で対象となるには、下水道法第10条の特別の事情、第11条の第3第3項の相当の理由があると認められる場合に限られます。(平成30年度以降の供用開始地区を除く) 個別に事情を伺う必要がありますので、下水道課の窓口にご相談ください。

### <問い合わせ>

〒311-3492 小美玉市小川4番地11

小美玉市役所 小川総合支所 都市建設部 下水道課 業務係

電話 0299-48-1111 (内線2121・2122)